

四日市市告示第 1 1 9 号

四日市市独立開業資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市独立開業資金融資制度要綱の一部を改正する要綱

四日市市独立開業資金融資制度要綱（平成 6 年四日市市告示第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(融資の条件)</p> <p>第 7 条 融資の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 保証料率</p> <p>0. 6 % (法第 2 条第 2 9 項第 1 号に規定する認定特定創業支援等事業を受けたことによる証明書を取得したものにあっては 0. 3 %) <u>法人代表者であって事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、中小企業庁が定める事業者選択型経営者保証非提供制度要綱 (20240115 中庁第 15 号) に基づくものとする。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 連帯保証人</p> <p>原則として法人代表者を除いては保証人を徴求しない。<u>法人代表者であって事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に基づくものとする。</u></p>	<p>(融資の条件)</p> <p>第 7 条 融資の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 保証料率</p> <p>0. 6 % (法第 2 条第 2 9 項第 1 号に規定する認定特定創業支援等事業を受けたことによる証明書を取得したものにあっては 0. 3 %)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 連帯保証人</p> <p>原則として法人代表者を除いては保証人を徴求しない。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部商業労政課)